

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
	<p>日高市大字上鹿山字数久保八〇七 番一地从先から同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番八地先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五八 番一地从先から同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番二地先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五五 番一地从先から同市大字上鹿山字尾 崎山六五八番二地先まで</p>	区 間
一三・〇六〇四七・四七	一三・〇六〇三一・二二	一二・四四〇二六・五七	一一・七九〇一三・〇三	敷地の幅員 (メートル)
一七九・七五		三九・〇二	六五・四八	延 長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号及び平成三 十年十二月二十一日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第十四号の道 路予定区域の一部変更である。 道路改築工事</p>				備 考